

# 働き方（雇用形態）の違いに対する疑問

---

- **どんな働き方があるの？**
- **無期雇用と有期雇用の違い**は？



みなさんの疑問に  
お答えします。

# 働き方（雇用形態）の種類と特徴

雇用形態 ※1		雇用区分	雇用期間	勤務時間
正社員	正規	直接雇用	無期雇用	フルタイム ※2
パート・アルバイト	非正規		無期雇用 または 有期雇用	フルタイム もしくは パートタイム
契約社員			有期雇用	
嘱託社員				
派遣社員	派遣	有期雇用 または 無期雇用		

※1 雇用形態は総務省「労働力調査」による。 ※2 短時間正社員除く

# 雇用形態について



## パート・アルバイト

**1週間の所定労働時間**が、同じ事業所に雇用されている**正社員と比べて短い労働者**（パートタイム・有期雇用労働法では、「短時間労働者」といいます）。「パートタイマー」や「アルバイト」など、呼び方は異なっても、この条件を満たせばパートタイム・有期雇用労働法上のパートタイム労働者となります。

## 契約社員

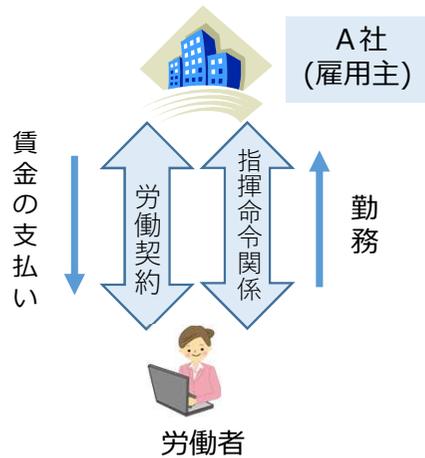
正社員と違って、労働契約にあらかじめ雇用期間が定められている場合があります。このような**期間の定めのある労働契約**は、労働者と使用者の合意により契約期間を定めたものであり、契約期間の満了によって労働契約は自動的に終了することとなります。1回当たりの契約期間の上限は一定の場合を除いて3年です。

## 派遣社員

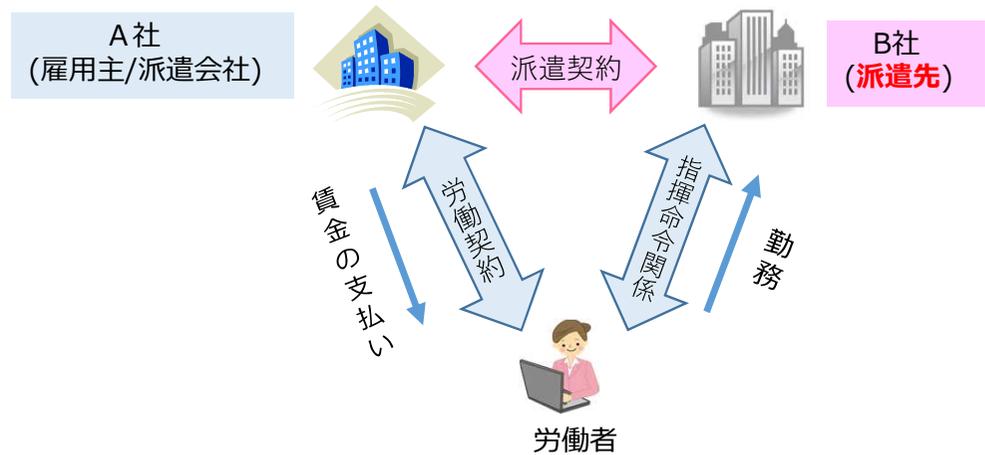
派遣会社との間で労働契約を結んだ上で、派遣会社が労働者派遣契約を結んでいる会社（派遣先）に派遣され、派遣先の指揮命令を受けて働くというもの。**派遣社員を雇用し賃金を支払う会社と指揮命令をする会社が異なる**という複雑な労働形態となっていることから、労働者派遣法において派遣社員のための細かいルールを定めています。

# 雇用区分について

## 直接雇用 (A社で雇用されてA社で働く)



## 派遣 (A社で雇用されてB社で働く)



A社	労働者と労働契約を結ぶのは (雇用主は)	A社 (派遣会社)
A社	賃金を支払うのは	A社 (派遣会社)
A社	社会保険・労働保険の手続きを行うのは	A社 (派遣会社)
A社	勤務先は	B社 (派遣先)
A社	仕事上の指揮命令を行うのは	B社 (派遣先)
A社	年次有給休暇を付与するのは	A社 (派遣会社)
A社	休業の際の休業手当を支払うのは	A社 (派遣会社)

# 雇用期間について

---

## **有期雇用**（労働契約により期間を定めた雇用）

- ① 3ヶ月、6ヶ月、1年など、雇用期間を定めて働くことができる。
- ②有期雇用契約が更新されない場合がある。

## **無期雇用**（特に雇用期間を定めない（または定年までの）雇用）

- ①安定的かつ意欲的に働くことができる。
- ②長期的なキャリア形成を図ることができる。



派遣社員にも有期雇用、無期雇用があり、  
派遣法上の違いがあります。  
詳しくは別の機会で説明します♪

# 勤務時間について

---

## フルタイム

通常の労働者の1週間の所定労働時間。

- ↳ 事業所において社会通念にしたがい「通常」と判断される労働者。  
この「通常」の判断は業務の種類ごとに行い「正社員」、「正職員」など、いわゆる正規型の労働者がいれば、その労働者をいいます。  
例えば、労働契約の期間の定めがない、長期雇用を前提とした待遇を受ける賃金体系である、など雇用形態、賃金体系などを総合的に勘案して判断することになります。

## パートタイム

1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者に比べて短い労働者の所定労働時間。